

平成 29 年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目

次

問題 1（択一式） 1 頁

問題 2（択一式） 9 頁

問題 3（択一式） 19 頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

(平成29年度)

問 題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地改良法の目的及び原則に関する記述のうち、(A)～(C)に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

この法律は、農用地の改良、開発、保全及び(A)に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって(B)、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び(C)に資することを目的とする。

	(A)	(B)	(C)
1	集団化	農業就業人口の増加	6次産業化
2	管理	農業の生産性の向上	6次産業化
3	集団化	農業の生産性の向上	農業構造の改善
4	管理	農業就業人口の増加	農業構造の改善

(問2) 用排水施設等の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 用排水施設の整備によって、湛水被害の防止、作物生産の多様化等による生産量の増大、生産物の品質向上が図られる。
- 2 水田地帯における用排水施設や暗渠排水の整備によって、深刻な用水不足や洪水による湛水被害が解消されて水稻栽培に適したは場となるが、麦・大豆等の畑作物の栽培はできない。
- 3 畑地かんがいによって、作物に必要な土壤水分の供給や栽培管理の合理化に必要な用水が供給され、作物の収量の増加や品質の向上、作物の計画的作付け・出荷が図られる。
- 4 用排水施設や農業用水は、地域の環境や景観を創出しているほか、畜産用水、消流雪用水、生態系の保全、防火用水、水源涵養等の多様な役割を發揮している。

(問3) 農地の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農地を整備することによって、農業生産性の向上や農業構造の改善を実現し、食料供給力の確保に重要な役割を果たすとともに、消費者余剰の増加により国民経済に貢献している。
- 2 全国の水田の約3分の2は区画整理済みで、そのうち作物の生育環境の改善や農作業環境の改善などの水田の汎用化が必要な水はけの悪い水田は約3分の2である。
- 3 暗渠排水や地下かんがいなどの地下水位制御システムの導入によって、地下水位の調整が自在にできるようになり、水管管理の大規模化や生産コストの低減が図られ、水田の畠利用が促進される。
- 4 農地整備の農業以外の役割としては、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ健全な水循環を形成している。

(問4) 農道の整備に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 農道の新設は、産地から市場までの農産物の輸送時間の短縮や農産物流通の合理化を図るものであって、新鮮な農産物の供給や農産物の品質が向上するものではない。
- 農村における農道の整備によって、通勤・通学など交通の利便性向上、救急医療や消防活動などの暮らしの安全性向上など農業以外の効用も期待できる。
- 農道が整備されると、農作業の機械化や場内作業の能率向上などが図られ、農地の汎用化、農作物の多様化が実現する。
- 農業農村整備事業の種類を大きく分類すると農業生産基盤整備・保全と農村整備に分けられ、農道の整備は、農村環境の改善に資することから農村整備に位置付けられている。

(問5) 農地の防災・保全に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 災害対策基本法で定めている災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じた被害であって、大規模な火事や放射性物質の大量の放出などによる人為的な原因による被害は含まない。
- 我が国は台風の襲来が多く、平成16年にはそれまでの観測史上最多であった6個を大幅に上回る観測史上最多となる10個の台風が上陸した。
- 近年の気象庁の統計による1時間当たりの降雨状況によれば、50mm以上の発生回数は増加傾向にあるが、100mm以上の発生回数は2倍以上に増加している。
- 我が国の急速な経済成長と産業構造の変化に伴い、流域開発等による農用地等への湛水被害の可能性増大、都市污水等の農業用排水への流入による水質汚濁、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下等が引き起こされている。

(問6) 土地改良法に基づく土地改良長期計画（平成28年8月決定）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 土地改良長期計画には、新しい農政の方向に即し、土地改良事業が計画的に実施されるよう、10年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量が定められている。
- 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、土地改良事業に関する長期の計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 現在の土地改良長期計画では、目指すべき農村の実現に向けて土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するため、農業・農村に係わる政策課題とそれに対応した政策目標が定められ、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体的な施策が定められている。
- 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土资源の総合的な開発及び保全に資するように定められている。

(問7) 土地改良事業に関し国、都道府県、市町村又は土地改良区の職員等（以下「職員等」という。）が行う土地等の調査等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 職員等は、土地改良事業に關係のある土地を管轄する登記所等に、無償でその事業に關し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。
- 2 職員等は、土地改良事業に關し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において他人の土地に立ち入って測量し、又は検査することができる。
- 3 職員等は、立ち入って測量等をする場合は、身分証明書を携帯し、占有者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 4 職員等が、あらかじめ土地の占有者に通知して立ち入って測量等を行った場合には、これによって生じた損失については、補償する必要はない。

(問8) 土地改良事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業は、公共投資、社会資本の形成ではあるが、農業者の私的財産である農用地の利用關係等に影響を及ぼし、農業者の費用負担もあること等から、原則として、農業者の発意（申請）、同意を基本要件としている。
- 2 土地改良事業は、農業の生産性の向上、農業総生産増大等を図ることを目的としているため、非農用地を取り込んで事業を実施することはできない。
- 3 土地改良事業は、当該事業の参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用を負担させることができる。
- 4 土地改良事業は、事業実施地域及び周辺の環境に対して一定の負荷を与える可能性を有するものであるから、事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮しなければならないことを原則に掲げている。

(問9) 土地改良区に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業で造成された土地改良施設の管理を目的に設立する土地改良区は、建設事業と同様の手続きを経て農林水産大臣の認可を得なければならない。
- 2 土地改良区が設立されると、地区内の事業参加資格者は、設立の際の同意の有無にかかわらず組合員として強制的に参加させられる。
- 3 土地改良区は、組合員の営農指導や組合員が作った農作物の販売など、構成員である組合員のためにする行為は、土地改良区の事業として行うことができる。
- 4 土地改良区は、事業に要する経費の安定的確保を図る観点から、所有者と使用収益権者が存在する農地については、その両者を組合員とすることができる。

(問 10) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業には、事業参加資格者が申請する事業のほかに、市町村や土地改良区等が申請できる事業及び埋立て又は干拓事業のように申請によらない事業もある。
- 2 土地改良事業の申請人は、あらかじめ地域住民等の意見を聞いて、これを反映した土地改良事業計画を作成しなければならない。
- 3 新たに土地改良区を設立して土地改良事業を行う場合、申請人は土地改良事業計画作成の知見を有していないため、申請人の依頼によって都道府県知事が土地改良事業計画を作成する。
- 4 土地改良事業の申請を受けた国又は都道府県は、これを適当と認めて、土地改良事業計画を作成し、事業を実施しなければならない。

(問 11) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 交換分合は、土地の区画形質の変更を伴わずに農用地の集団化を図る土地改良事業である。
- 2 客土、暗渠排水、床締のような農用地の改良又は保全のため必要な事業は、施設の新設等ではないため土地改良事業ではない。
- 3 階段工、土留工、ため池など農用地の保全又は利用上必要な施設の新設等は、土地改良事業である。
- 4 土地改良施設の管理は、土地改良事業として位置付けられており、建設事業と同様な手続きを経て実施される。

(問 12) 土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業用用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合は、他目的使用等に係る施設の建設費負担相当額及び維持管理費負担額を徴収する。
- 2 他目的使用等の期間は、管理委託財産の場合にあっては原則として 5 年を超えることはできず、また、未委託財産の場合にあっては原則として 3 年を超えることはできない。
- 3 農業用用排水施設への家庭雑排水その他の排水の排出については、当該農業用用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、他目的使用等には該当しない。
- 4 土地改良財産の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、土地改良法施行令に使用形態別に定められている。

(問 13) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営造成施設の管理には、委託管理、譲与管理及び直轄管理の3形態があり、主として委託管理、譲与管理を中心に運用されている。
- 2 委託管理は、国営造成施設により利益を受ける者に管理を委託することが便宜であり、かつ、適切な管理が期待できるとの観点から行われている。
- 3 譲与管理は、国営造成施設の用途を廃止したときは、これを無償で国に返還することを条件として土地改良区等に譲与することにより行われている。
- 4 直轄管理は、国営造成施設のうちその受益に係る地域が2都府県以上にわたる大規模なダムで、農林水産大臣が指定したものに限られている。

(問 14) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業で取得した土取場、土捨場、資材置場、工事用道路は、土地改良財産となるが、事業所庁舎、職員宿舎の建物及び敷地は、土地改良財産とはならない。
- 2 農林水産大臣がその土地、工作物等の所管大臣と協議の上、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたものは、土地改良財産である。
- 3 国営土地改良事業及び国の補助を得て実施された土地改良事業により造成された工作物及びその敷地たる土地は、土地改良財産である。
- 4 国営土地改良事業のために買収によって取得した土地は、土地改良財産となるが、収用や寄付受納等で取得した土地は、土地改良財産とはならない。

(問 15) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産の管理及び処分に関する規定は、土地改良法及び同法施行令に定められており、これらの規定は、国有財産法の特例を規定したものである。
- 2 土地改良財産は、公共用財産のほか普通財産についても、農林水産大臣が管理し、又は処分することになっている。
- 3 土地改良財産は、国有財産法に規定する国有財産台帳に代わるべきものとして、土地改良施設整理台帳により整理されることになっている。
- 4 土地改良財産の管理及び処分の事務についての農林水産大臣の権限の一部は、地方農政局長等に分掌されている。

(平成29年度)

問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題2 土地改良損失補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に對して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 補償額算定の時期に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は使用に係る補償額は、契約締結の時の価格により算定するものとし、その後の土地価格の変動による差額の追加払いはしない。
- 2 土地等を任意取得する場合において、早期に取得契約に応じた者に対しては、当該契約締結時から工事完了時までの地価高騰分の差額を協力奨励金として支払うことができる。
- 3 起業者の工事が遅延したため仮住居期間が延びたことに伴う仮住居費の不足分に対する補償はすることができる。
- 4 補償額の算定時期については、一般的民事契約において通常とられている原則を適用し、契約締結時の際の適正な価格によって行うこととした。

(問2) 土地の補償額算定の基本原則に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共用地を取得する場合は、土地に定着している建物又は工作物等の物件については一体として評価し取得することを原則とする。
- 2 土地の附加物とは、土留設備、石垣、石段等土地に附加され、土地と一緒に効用を有するものをいう。
- 3 取得する土地（土地の附加物を含む。）に対しては、正常な取引価格をもって補償する。
- 4 土地を取得する事業の施行が予定されることによって当該土地の取引価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格による。

(問3) 土地に関する所有権以外の権利の種類と内容に関する記述のうち、適當なものはどれか。

- 1 貸借権とは、借賃を支払って土地を使用収益する権利で、物権である。
- 2 永小作権とは、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をすることができる権利で、債権である。
- 3 地役権とは、他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供する権利で、債権である。
- 4 地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用することができる権利で、物権である。

(問4) 建物等の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 急傾斜地にある立木で、土砂の流失・崩壊等の発生するおそれがあると認められる場合は、災害を未然に防止するという観点から、当該立木を取得するのではなく伐採の補償を行う。
- 2 近傍に適正な建物の取引事例がない場合は、当該建物の推定再建築費を算定し、この推定再建築費のみをもって補償する。
- 3 建物を取得する場合において、近傍同種の建物の取引事例がある場合は、当該建物の取引価格から比準して求めた正常な取引価格をもって補償する。
- 4 建物を取得する場合において、当該建物に賃借権、使用借権、質権が設定されているときは、当該建物は取得されるので権利の消滅を必要としない。

(問5) 鉱業権、租鉱権又は採石権の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 採掘権は、鉱物の存在、鉱物の品質等が探知された後においてこれを採掘し、取得するために認められる権利である。
- 2 鉱業権は、物権とみなされる権利であるが、相続その他一般承継、譲渡、帰納処分及び強制執行の目的とはなり得ない。
- 3 租鉱権は、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を採掘し、及び取得する権利であり、物権とみなされる。
- 4 採石権は、設定行為によって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利を採取する権利であり、物権である。

(問6) 水を利用する権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 水の一般使用（遊泳、洗濯、汲水等）及び許可使用の場合は、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟していなくても補償の対象となる。
- 2 かんがい用水利権については、当該権利が行使されている土地の平均年間純収益額の水利権消滅による減少額を年利率10%で除して得た額、その他それぞれの実情に応じて適正に算定して得た額を補償する。
- 3 水を利用する権利の消滅に係る補償は、事業の施行により全面的に、又は部分的に水を利用する権利の行使が不可能となる場合に行う。
- 4 鉱工業用水利権については、当該水利権をその用に供している事業の平均年間純収益額の水利権消滅による減少額を年利率10%で除して得た額、その他それぞれの事情に応じて適正に算定して得た額を補償する。

(問7) 空間又は地下の使用に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業に伴い設置する施設の区分地上権の設定期間は、45年である。
- 2 空間又は地下の使用が長期にわたる場合においては、区分地上権の設定に係る補償額を一時払いすることができる。
- 3 空間又は地下の使用に対しては、土地の使用に係る補償の規定により算定した額に、土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償する。
- 4 国営土地改良事業により純農地に農業用管水路を設置する場合の区分地上権設定は、原則として、土被りが0.6メートル以上20.0メートル以下となる土地が対象である。

(問8) 土地の評価に係る用途的地域に関する事項について、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

- ア 農家等で集落を形成している地域又は市街地的形態を形成するに至らない戸建住宅地域を(A)という。
- イ 農家集落への距離等の交通接近条件の劣る地域で、林家は少なく、かつ、散在している地域を(B)という。
- ウ 農家集落の周辺にある地域で、いわゆる「さとやま」と呼ばれ、一般に農業を主に林業を兼業している農家の多い地域を(C)という。
- エ 敷地の規模及び建築の施工の質が標準的な住宅を中心として形成される居住環境の良好な地域を(D)という。

(A)	(B)	(C)	(D)
1 農家集落地域	林業本場林地地域	標準住宅地域	農村林地地域
2 農家集落地域	山村奥地林地地域	農村林地地域	標準住宅地域
3 農村林地地域	林業本場林地地域	農家集落地域	標準住宅地域
4 農村林地地域	山村奥地林地地域	標準住宅地域	農家集落地域

(問9) 動産移転料に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 居住用家財、店頭商品、事務用什器その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なものは、屋内動産として算定する。
- 2 木材、薪炭、砂利、庭石等据付けをしてない機械器具又は金庫その他の動産で、容積及び重量で台数積算を行うのが適当なものは、一般動産として算定する。
- 3 取扱いの困難な動産については、その実情に応じて梱包、積上げ及び積卸し人夫賃、易損品割増料その他必要と認められる特殊経費を加算することができる。
- 4 土地等を使用する場合における使用終了後に從前地に移転する動産に対する補償額は、從前地から移転した移転料と同額とし、土地等の使用完了後の移転を確認してから補償する。

(問 10) 立木の移植補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 立木を移植する場合は、掘起し、運搬、植付け等の移植に要する費用のみを補償する。
- 立木の移植に係る補償額が、当該立木の伐採に係る補償額を超える場合であっても、全ての立木において移植補償を行うことができる。
- 立木の移植に伴う減収額は、移植後の各年における推定減収額の後価合計額とする。
- 立木の移植補償を行う場合においては、立木の移植に伴う枯損による損失、又は収穫樹にあっては移植に伴う減収による損失の補償も必要である。

(問 11) 用材林及び薪炭林の立木の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 用材林の伐期末到達立木で市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額から、当該立木の現在価格を控除した額を補償する。
- 用材林の伐期末到達立木で市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額を補償する。
- 薪炭林の伐期末到達立木の幹及び枝条部で市場価格のない人工林については、伐採除外に通常要する費用相当額と現在までに要した経費の後価合計額との合計額から現在までの収益の後価合計額及び伐採により発生した発生材価格を控除した額を補償する。
- 薪炭林の台木については、将来の各伐期における当該薪炭林の市場価格から伐採、運搬等に要する経費を控除した純収益の後価合計額を補償する。

(問 12) 営業休止補償に係る固定的な経費に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 公租公課は、固定資産税、都市計画税、自動車税等並びに営業収益又は所得に応じて課税される法人税、所得税及び印紙税、登録免許税等を適正に算定した額を補償する。
- 従業員のための法定福利費の健康保険料、厚生年金保険料等の社会保険料のうち、雇主の負担となる額は、補償できない。
- 休業期間中に継続して必要となる経費のうち、借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子は、営業の内容を調査して適正に算定した額を補償する。
- 従業員及び役員の賞与、同業組合費、火災保険料、宣伝広告費については、補償できない。

(問 13) 漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 漁業権とは、漁業法第6条に規定する権利であって定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいい、これを物権とみなし、土地に関する規定が準用される。
- 2 魚価は、時価を基準とし、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案した魚種別の価格とし、販売手数料を控除したものとする。
- 3 漁業権の存続期間は漁業法第21条により、定置漁業又は区画漁業にあっては10年、共同漁業にあっては15年と定められている。
- 4 入漁権とは、設定行為に基づき、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、かき養殖業等若しくは第3種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

(問 14) 養植物及び特産物の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 養植物とは、一定の区域において特定人の支配のもとに管理されている藻類等の植物をいう。
- 2 移植に要する経費とは、荷造り、運搬費のほか当該養植物を移植するために通常要する費用をいう。
- 3 特産物とは、その地域特有の自然的条件のもとに農耕地以外の土地において特定人の支配下に産出される経済的価値の比較的高い植物をいう。
- 4 野生のワラビやゼンマイ等の天恵物は、特定人の管理に属するものではなく地域住民が自由に採取できる山の幸であり、特産物補償の対象とするのは適当ではない。

(問 15) 離職者の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 賃金日額は、算定期前6か月以内に被補償者に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して得た額の100分の100を標準として、100分の80から100分の120の範囲内で適正に定めた額とする。
- 2 離職者補償は、営業主の移転がなければ従前どおりの所得を得られたであろうと思われる者に対し、再就職に通常要する期間について従前の所得相当額を補償する。
- 3 補償を受ける者は、常雇又は臨時雇で3年以上にわたって継続して雇用されている者とする等、雇用が永続的なものである必要がある。
- 4 補償日数は、55歳以上の常雇については3年とし、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤続期間、年齢、当該地域の労働力の需給関係を考慮して、2年の範囲内で適正に定めた日数とする。

(問 16) 公共補償基準に係る土地代に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等の施設の合理的な建設地点又は移転先については、廃止又は休止する敷地の総価額を標準として当該施設の有する地属性のみを考慮した地点を選定する。
- 2 廃止施設敷地に残地が生じる場合であっても、公共補償は機能回復が原則であるため、当該残地の正常な取引価格は控除しない。
- 3 公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するためには要する費用を補償するときは、公共補償基準に基づき算定する。
- 4 道路、鉄道、電線路等の施設の建設地点又は移転先については、延長、幅員、構造及び工費等を総合的に考慮して、技術的、経済的に合理的と認められる地点を選定する。

(問 17) 上水道事業、下水道事業及びガス事業における既存管路施設の標準耐用年数に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 鋳鉄管の標準耐用年数は、60年である。
- 2 鋼管の標準耐用年数は、55年である。
- 3 鉄筋コンクリート管の標準耐用年数は、60年である。
- 4 陶管の標準耐用年数は、55年である。

(問 18) 工事の施行に伴う一時的な行政需要の増大に対する費用の負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 当該公共事業の施行に当たり地方公共団体が積極的に協力し、そのため用地取得が著しく早められると認められる場合は、それらに要する会議費のみの費用を負担することができる。
- 2 地方公共団体が当該公共事業の工事期間中のみの行政需要を充足するために必要な公共施設を建設する等当該行政需要を充足するための財政支出をするときは、必要最小限度の費用を負担することができる。
- 3 当該費用の負担の要件として、財政支出は、当該行政需要を充足するために必要な公共施設の建設等の費用に限定される。
- 4 当該公共事業の工事期間中に一時的に流入する労務者等の人口増加に伴う小中学校の建設に係る費用の負担は認められるが、交番・診療所は認められない。

(問 19) 事業損失の類型に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 原因による類型には、当該事業の活動や施設の形状によって生ずるものとの例として、火葬場、伝染病院等がある。
- 2 結果による類型には、土地、家屋等の物件の損傷若しくは交換価値の低落、営業収益等の得べかりし利益の喪失又は肉体的若しくは精神的な苦痛、障害による損害等がある。
- 3 侵害の性質による類型には、積極的侵害によるものとして、与えるべきでないのに与えたときの例は、騒音、振動、大気汚染等がある。
- 4 発生状態による類型には、継続的に発生するものの例として、交通騒音、日照阻害、電波障害等があり、また、一時的に発生するものの例としては、工事中に生ずる騒音、振動、水質汚濁等がある。

(問 20) 事業損失の受忍限度の判定に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業損失に係る費用負担の必要性の判定基準が定型化されているものとしては、日照阻害、水枯渇、地盤変動による建物等の損害等であり、日陰による農作物の損害等は定型化されていない。
- 2 物的損害等が認められる場合、その損害等が受忍の範囲を超えるか否かの判定に当たっては、損害等の性質と程度、事業の公共性、侵害行為の態様と程度、公法的基準遵守の有無等を総合的に比較検討する。
- 3 損害等を受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は受忍限度の判定に重要な要素とならない。
- 4 公共施設の建設工事の施行又は設置そのものが建築基準法等による規制又は騒音条例による規制等に合致しているか否かは、費用負担の判定要素とならない。

(平成29年度)

問 題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用法の目的及び土地を収用し、又は使用することができる事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等について、収用又は使用する場合の要件及び損失の補償等を定め、国民の利益の増進と国有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
- 2 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として都市計画法、住宅地区改良法、鉱業法、探石法及び森林法等がある。
- 3 事業を施行する上で必要な工事用道路、土捨場及び資材置場等の設置に関する事業は、付帯事業であるため、土地収用法は適用されない。
- 4 事業主体は、国や地方公共団体に限定されており、営利を目的とする会社等が行う地方鉄道、電気工作物及びガス工作物に関する事業は、その事業の用に供する場合であっても収用権が認められない。

(問2) 事業認定の効力に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業の認定は、事業認定申請書及びその添付書類を関係市町村ごとに2週間公衆の縦覧に供する等の手続を経て認可告示されるものであり、事業の認定の効力は、その告示があった日から生ずる。
- 2 事業の認定の効力は、告示の日から1年以内に裁決の申請をしないとき、又は4年内に明渡裁決の申立てがないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。
- 3 収用又は使用の手続を保留した土地について、事業の認定の告示の日から3年以内に手続開始の申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。
- 4 事業を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった場合において、関係市町村長がその旨を告示したときは、事業の認定は、その告示があった日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。

(問3) 収用又は使用の裁決の申請及び裁決開始までの手続に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。）並びに関係市町村長を立ち会わせた上、土地調査及び物件調査に署名押印させなければならない。
- 2 土地所有者及び関係人のうち、土地調査及び物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、署名押印することができない。
- 3 土地所有者及び関係人のうちに、署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。
- 4 土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合においては、土地調査及び物件調査の作成を省略することができる。

(問4) 収用又は使用の効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期又は明渡しの期限までに、裁決に係る補償金等の払渡し等をしなければならない。
- 2 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅するが、差押え等の効力は失われない。
- 3 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得する。
- 4 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。

(問5) 収用又は使用の特別手続に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 収用適格事業の用に供するための土地等の取得に関し関係当事者間の合意が成立するに至らなかったときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもって、都道府県知事に対して、当該紛争の解決をあっせん委員のあっせんに付することを申請することができる。
- 2 起業地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に権利を取得等させるための協議が成立したときは、その日以降、起業者の裁量により、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができる。
- 3 土地若しくは物件を引渡し等すべき者がその義務を履行することができないとき、又は起業者が土地若しくは物件を引渡し等すべき者を確知することができないときは、土地又は物件の所有者の請求により、都道府県知事が代わって義務を履行しなければならない。
- 4 土地又は物件を引渡し等すべき者がその義務を履行しないときは、都道府県知事は、土地又は物件の所有者の請求により、民事執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、第三者をしてこれをさせることはできない。

(問6) 成果物の検証及び提出に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 受注者は、用地調査等業務が全て完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で、検証の結果を検証・照査一覧表により提出しなければならない。
- 2 受注者は、用地調査等業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を提出書類通知に定める完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。
- 3 受注者は、如何なる場合であっても、履行期間中においては、成果物の部分引渡しを行つてはならない。
- 4 受注者は、測量成果電子納品要領（案）及び設計業務等の電子納品要領（案）並びに電子納品運用ガイドライン（案）測量編及び電子納品運用ガイドライン（案）業務編を参考として作成した成果物を電子媒体で提出する。

(問7) 業務の履行期間の変更に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知する。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項である場合は、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合であっても、履行期間の変更を行う旨の協議をする必要がある。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由及び必要とする延長日数の算定根拠を発注者に提出すれば足りる。
- 4 契約書の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに変更契約書を作成し提出しなければならない。

(問8) 業務の実施に係る安全等の確保に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 受注者は、屋外で行う用地調査等業務に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに労働基準監督署に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに労働基準監督署長に提出しなければならない。

(問9) 行政情報流出防止対策の強化に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 受注者は、業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止対策を記載する。
- 2 受注者は、自らの判断により業務の履行に関して取り扱う行政情報を業務の目的以外に使用することができる。
- 3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合において、再委託先業者に対しては、行政情報の流出防止対策に関する指導を行う必要はない。
- 4 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに管理技術者と照査技術者が協議し上司に報告する。

(問 10) 土地への立入り等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物、かき、さく等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ当該権利者の許可を得た上で、監督職員に報告する。
- 受注者は、用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、当該権利者の許可は受注者が得るものとするが、発注者はこれに協力しなければならない。
- 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、管理技術者がこれを一括管理しなければならない。

(問 11) 公共用地境界の打合せ並びに資料の作成及び立会いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 調査区域内に、国有財産法の規定に基づき部局長が管理する国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定の方法について管轄する市町村職員の指示に基づき打合せを行う。
- 公共用地境界の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行う。
- 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助する。
- 転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行う。

(問 12) 立竹木等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木等）の調査は、権利者の画地ごとに立木の位置、樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齢（又は植付年次）及び掘起し、運搬、植付け等の移植に必要とする費用を調査する。
- 用材林立木の調査は、権利者ごとに、原則として、標準地調査により、樹種、胸高直径、林齢、人工林・天然生林の別、調査対象の土地 5,000 平方メートル当たりの植栽本数、管理の状況等を調査する。
- 収穫樹の調査は、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況等を調査する。
- 苗木（植木畑）の調査は、権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齢及び管理の状況を調査する。

(問 13) 木造建物並びに木造特殊建物の図面及び調査書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 木造建物[Ⅰ]の図面及び調査書は、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により作成する。
- 2 木造建物[Ⅱ]及び木造建物[Ⅲ]の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、基礎伏図、床伏図、軸組図、小屋伏図及び必要に応じてこれら図面の詳細図を作成する。
- 3 木造特殊建物の図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、基礎伏図、床伏図、軸組図、小屋伏図、断面図及び必要に応じてこれら図面の詳細図を作成する。
- 4 木造特殊建物の調査書は、木造建物要領に準じ、建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出し、当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(問 14) 費用負担の説明に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 費用負担の説明とは、工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。
- 2 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情その他必要となる事項について説明を受ける。
- 3 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、監督職員との打合せ結果を踏まえ、説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討等を行い、これら業務が完了したときは、その内容等について関係権利者と協議する。
- 4 権利者に対する説明は、2名以上の者を一組として権利者と面会することとし、また、権利者と面接するときは、その都度事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得て行う。

(問 15) 保安林解除等申請図書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 保安林解除等申請図書の作成とは、土地改良事業計画図の概要、保安林解除等申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書の作成とは、土地改良法、河川法、森林法及び同法施行規則に規定する保安林解除の手続に要する関係書面を作成することをいう。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に規定する国有林野の使用申請手続に要する関係書面を作成することをいう。
- 4 保安林解除等申請図書は、土地改良法、河川法、森林法及び同法施行規則並びに国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に定めるところに従うほか、保安林解除等申請図書作成要領及び林野庁職員の指示により行う。

